# 小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル企画提案書作成要領

# 1 提出書類

# (1) 企画提案書

提出書類の名称及び内容、規格及び制限枚数並びに提出部数を次表に示します。企画提案書は、次表のNo.1 から No.8 までをステープラで左2箇所留めし、袋綴じしたものを1部にして、次表記載の部数を提出すること。 ※なお、ステープラ、袋綴じせず、クリップ留めしたものも別途1部提出すること。

No.	提出書類の名称及び内容	規格及び制限枚数	提出部数
4	【表紙】	【様式8】	
1		A4用紙、1枚	
	【企業実績】	【様式任意】	
2	「緑の基本計画」策定(改定)業務だけ	A4用紙、5枚まで	
	でなく、「公園」に関する全般的な実績等		
	を記した説明資料を作成すること。		
	【技術者実績】	【様式任意】	
3	配置予定技術者の実務実績を記した説明	A 4 用紙、	
	資料を作成すること。	・管理技術者;3枚まで・照査技術者;3枚まで	
		・担当技術者; 3枚まで	正本1部
	【業務実施体制】	【様式任意】	→.1 1 — <del></del>
4	組織としての実施体制を記した資料を作	A4用紙、3枚まで	副本5部
	成すること。		+
5	【特定テーマに対する提案・業務実施方針】	【様式任意】	PDF ファイル
	当市における現況分析及び方策、維持管	A4用紙、25枚まで	7 7 1 10
	理のあり方、今後のあり方、独自提案等に		+
	ついて記した説明資料を作成すること。	「た女母子」	2-11 -0F#
	【専門技術力】 「緑の基本計画」策定(改定)に関する	【任意様式】 A4用紙 15枚まで	クリップ留 め1部
6	一般的な専門知識等について説明資料を作	A4角秋 13枚まで	(A) T ED
	成すること。		
	一例) 時代的背景、国土交通省の方針、		
	兵庫県の方針、国内の実情、兵庫県		
	下の状況等		
	【見積経費】	【様式9】	
7	費用の内訳が分かるように作成するこ	A4用紙、制限なし	
	٤.		
	【工程計画表】	【様式任意】	
8		A3用紙、1枚	

## 2 提出方法

- (1) 正本1部及び副本5部、及び、クリップ留めの1部は、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で提出すること。
- (2) PDF ファイルは、4の提出先のメールアドレスまで送信すること。ファイルの容量が大きい場合は、インターネットの大容量ファイル送信用サービスを利用する等して送信すること。

#### 3 提出期限

令和7年11月10日(月) 午後5時(必着)

※この期限までに提出書類のすべての提出がないものは、受付をすることができませんのでご注意ください。

#### 4 提出先及びお問い合わせ先

小野市地域振興部まちづくり課まちなみ景観係 玉田

住所:〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地

電話:0794-63-2182

電子メール: matidukuri@city.ono. hyogo.jp

#### 5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受け付けされたときは、提出者に 対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信する。

#### 6 企画提案のポイント

(1) 計画の目的と効果

本市総合計画(上位計画)やプロジェクト等は、本市総合政策部が所管している。

防災公園については、本市市民安全部が所管している。

本緑の基本計画を策定することにより、将来の事業実施にあたり、補助金申請等の根拠資料とする。

- (2) 提案書に記述する内容
  - ア 専門用語は極力用いないこと。やむを得ず用いる場合でも必要最小限 の使用に留め、注釈を記載する等、平易な表現に努めること。
  - イ 文字だけの説明ではなく、図及び画像等を使用し、内容のイメージが湧きやすい企画提案書にすること。
  - ウ 契約時に履行できないと思われるような誇張した記述や、様々な意味

に解釈されるような紛らわしい記述は避けること。

## 7 留意事項

- (1) 企画提案書は、1参加者につき1提案とする。
- (2) 企画提案書を受け付けた後、令和7年11月10日(月)正午まで提案を 追加し、変更提案の提出を可能とする。
- (3) 提出された企画提案書が次のア又はイに該当するときは無効となる。
  - ア 虚偽の内容が記載されているもの
  - イ 企画提案書の内容や提出方法等がこの要領の規定に適合しないもの
- (4) 審査委員会ではプロジェクター、スクリーン及びケーブルを用意するので、これらを使用してプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等の必要な物は持参すること。
- (5) 企画提案書は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製等することがある。
- (7) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (8) 評価、採点など審査内容及び審査過程に関する問い合わせには応じられない。また、選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。